

令和6年第1回

常総衛生組合議会定例会会議録

令和6年3月29日

令和6年第1回常総衛生組合議会定例会議事日程

令和6年3月29日（金） 午後3時30分開会
常総衛生組合大会議室

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 管理者報告

日程第5 選挙第1号 常総衛生組合議会副議長の選挙について

日程第6 議案第1号 常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例

日程第7 議案第2号 令和6年度常総衛生組合一般会計予算

出席議員（8名）

1番	倉持欣也君	2番	青木浩美君
3番	滝川竜雅君	4番	マクキム洋子君
5番	吉田稔之君	6番	大澤清君
7番	山本広行君	8番	坂野茂実君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により議案等説明のため出席を求めた者

管 理 者	小田川 浩 君
副 管 理 者	神 達 岳 志 君
副 管 理 者	木 村 敏 文 君
会 計 管 理 者	梅 本 和 成 君
事 務 局 長 兼 総 務 課 長	飯 島 光 二 君
施 設 管 理 課 長	石 塚 英 明 君
総 務 課 主 査 兼 庶 務 係 長	臺 匡 史 君
施 設 管 理 課 主 査 兼 第 一 施 設 係 長	豊 島 一 晃 君
施 設 管 理 課 主 査 兼 水 質 管 理 係 長	片 倉 俊 明 君

開会 午後3時30分

○議長（青木浩美君） これより本会議に入ります。

ただ今の出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回常総衛生組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による議案等説明のための出席者は、別紙により御配付のとおりであります。

○議長（青木浩美君） 日程第1、議席の指定についてであります。

新たに組合議員に選出された方々の議席につきましては、会議規則第2条第2項の規定により、3番滝川竜雅君、4番マクキム洋子君、5番吉田稔之君、7番山本広行君と指定いたします。

○議長（青木浩美君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、8番坂野茂実君と1番倉持欣也君の2名を指名いたします。

○議長（青木浩美君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木浩美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

○議長（青木浩美君） 日程第4、管理者報告を議題といたします。

小田川管理者の報告を求めます。

○管理者（小田川 浩君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、令和6年第1回常総衛生組合議会定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本組合の運営につきましては、議員の皆様のご御理解・御協力をいただきまして、構成4市のし尿及び浄化槽汚泥をトラブルも無く、円滑に処理をしているところでございます。

また、本年2月の市議会議員選挙に御当選され、この度、組合議員となられました守谷市議会選出の滝川竜雅議員、山本広行議員、そして、つくばみらい市議会選出のマク

キム洋子議員、吉田稔之議員におかれましては、改めて御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

当組合では、令和4年3月に策定いたしました「処理基本計画及びインフラ長寿命化計画」に基づき、必要な点検・修理を実施し、計画的な運営に務めております。

また、地震等自然災害や突発的な故障・事故の発生時に適正なし尿処理を継続するため、平成30年2月に近隣4組合と「災害時等におけるし尿及び汚泥処理に関する相互支援協定」を締結し、更なる体制の拡充を図るため、本年2月にさしま環境管理事務組合とも協定を締結したところでございます。

今後も、本施設の適切な維持管理と効率的な運営を行うとともに、万全な収集運搬体制を確保し、自然環境の保全や公衆衛生の維持に努めてまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案となります。提出いたしました議案は、条例の一部改正が1件、令和6年度一般会計予算の2案件でございます。

詳細につきましては、順次、御説明いたしますので、御審議をいただき、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、管理者報告でございます。

○議長（青木浩美君） 日程第5、選挙第1号 常総衛生組合議会副議長の選挙についてを提案いたします。

これより選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、副議長に山本広行君を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました山本広行君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 御異議なしと認めます。よって、山本広行君が副議長に当選さ

れました。

山本広行君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条の規定により告知いたします。

副議長に当選されました山本広行君の承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

○副議長（山本広行君） 皆様、改めましてこんにちは。守谷市の山本広行です。しっかりと議長をサポートして、皆様のお役に立てるように頑張っております。何とぞよろしくをお願いいたします。

○議長（青木浩美君） ありがとうございます。

○議長（青木浩美君） 日程第 6，議案第 1 号 常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第 1 号 常総衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、特殊勤務手当制度の趣旨を踏まえ、支出対象業務を見直し、適正化を図るため、これを提出するものでございます。以上です。

○議長（青木浩美） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。事務局長飯島光二君。

○事務局長（飯島光二君） 議案第 1 号について、御説明いたします。

特殊勤務手当は、地方自治法第 204 条第 2 項の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康など、困難な勤務や特殊な勤務に応じて支給される手当でございます。

当組合の特殊勤務手当に関する条例は、昭和 39 年に制定され、幾度かの改正を経た後、昭和 58 年を最後に見直しがされておりました。

今回、組合運営の適正化を図るため、特殊勤務手当制度の趣旨や、施設内の衛生環境の状況等を踏まえ、支給すべき対象業務の見直しを図ったものとなります。

内容といたしましては、対象とすべき業務を、し尿・汚泥等に係る清掃作業に従事するときのみといたしました。事務に従事するときは対象外と改めるものでございます。

また、所要の改正といたしまして、第 1 条及び第 3 条の見出し等の文言修正、本条例が準用する常総市職員の給与に関する条例の特殊勤務手当に関する条数が変更になっており、今回、引用する条文を「第 23 条」から「第 24 条第 1 項」に改めるものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（青木浩美君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（青木浩美君） 日程第7，議案第2号 令和6年度常総衛生組合一般会計予算を議題といたします。

説明を求めます。小田川管理者。

○管理者（小田川 浩君） 議案第2号 令和6年度常総衛生組合一般会計予算。

令和6年度常総衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,218万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用
以上です。

○議長（青木浩美君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。事務局長飯島光二君。

○事務局長（飯島光二君） それでは、令和6年度常総衛生組合一般会計予算について説明をさせていただきます。

予算書をご覧いただきたいと思います。6ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書となっております。歳入予算につきましては、こちらの表で全体について御説明させていただきます。

まず、歳入の1款分担金及び負担金。本年度予算額2億6,613万8,000円。前年度予算額3億4,026万2,000円。比較7,412万4,000円の減額となっております。

2款使用料及び手数料。本年度予算額1,101万7,000円。前年度予算額1,126万8,000円。比較25万1,000円の減でございます。

3款財産収入。本年度予算額1,000円は、前年度と同額です。

4款繰越金。本年度予算額1,500万円。前年度予算額1,000万円。比較500万円の増となります。

5款諸収入。本年度予算額3万円。前年度予算額7万5,000円。比較4万5,000円の減となります。

本年度予算額は2億9,218万6,000円。前年度予算額3億6,160万6,000円。前年度比較いたしますと6,942万円の減となっております。

それでは、下の7ページで詳細を御説明させていただきます。

まず、1款分担金及び負担金でございますが、こちらですが、予算説明資料という裏表1枚の資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

分担金ですが、均等割は、議会費及び人件費等の総務費の部分が対象となっております。こちらは4市で均等で割るようになります。実績割についてでございますが、し尿・汚泥処理に掛かる衛生費と予備費の合計額から、手数料や繰越金などの歳入を引いた上で、各市の前々年度である令和4年度の投入量を基に算出しております。

各市の分担金額及び分担率は、予算書に戻っていただきまして、7ページの上段部分の説明欄のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料。本年度の予算額が1,101万7,000円で、前年度比マイナス25万1,000円で、率ではマイナス2.2%となっております。

手数料は、清掃業者からの投入手数料として、10リットル当たり3.6円を徴収しております。

次に、3款財産収入。物品売払収入。本年度予算額1,000円は、前年度と同額になります。

次に、4款繰越金。1目繰越金。本年度の予算額が1,500万円で、前年度より500万円の増となっております。これは、令和5年度予算におきまして、近年の電気料や燃料のA重油の単価高騰を見込んでおりましたが、電気料金等が予定より安定し安価であったため、令和6年度への繰越金が増となるためでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思っております。5款諸収入。1目雑入。本年度の予

算額が3万円で、前年度比4万5,000円の減となります。内訳といたしましては、自動販売機設置料、自動検針装置設置料などでございます。

減額となる主な要因でございますが、令和6年度は3年に1度支払われる電柱敷地使用料等がないためでございます。

歳入の説明は、以上となります。

次に、歳出を御説明いたします。

今回、3款衛生費については処理施設プラント費用となりますが、令和6年度より目を大きく変更しまして、し尿処理費として統合統一いたしました。

5年度までは、施設管理費・し尿処理費・車両管理費の3目で構成されていたものを、し尿処理施設の維持・管理に関わる経費を整理し、統一いたしました。また、車両費などのうち、普通自動車借上料などは2款総務費に異動いたしました。

それでは、9ページをご覧いただきたいと思えます。主な歳出を御説明いたします。

1款議会費は、総額47万6,000円で、前年度比51万3,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、8節の旅費で、6年度は視察研修を予定していないことによるものでございます。その他の節に関しましては、前年度と同様になります。

2款総務費。1目一般管理費。1億1,524万2,000円です。前年度比562万9,000円の減となります。減額の主な理由といたしましては、職員1名が令和5年度末をもって退職することによるものでございます。

1節の報酬では、会計年度任用職員報酬が3名分で251万2,000円。こちらの業務は、し尿搬入の受付や処理作業の補助となります。

2節の給料、3節の職員手当等、次のページに移りまして、4節共済費は、正職員11名分の人件費となります。内訳といたしましては、総務課4名、施設管理課7名でございます。

次に、8節の旅費は、12万7,000円で、58万4,000円の減となります。6年度は視察研修を予定していないことによるものでございます。

次の11ページをご覧いただきたいと思えます。11節役務費は、176万8,000円で、3万4,000円の増となります。建物火災保険料等の値上げや、本年10月より、今まで無料であった公金の振込手数料が有料となるため増額となります。

12節委託料148万2,000円で、11万6,000円の減となります。消防用設備保守点検費用は4万7,000円の増額となりましたが、6年度は給与計算システム改修がありま

せんので減額となっております。

次に、13 節使用料及び賃借料は、258 万円 4,000 円で、職員用パソコン等借上料や給与計算システム使用料、財務会計システム使用料などを計上しております。前年度比 43 万 7,000 円の増額となります。これは、説明欄の下段にあります乗用車の借上料が、3 款衛生費、旧 3 目にありました車両管理費から総務費へ移し返えしたことによるものでございます。

次の 18 節負担金、補助及び交付金。2,297 万 4,000 円の派遣職員負担金は、つくばみらい市からの派遣職員 2 名分に係る各種経費分となります。

次に、12 ページをご覧いただきたいと思います。2 目の公平委員会費は、総額 15 万円、前年度比 6,000 円減となります。研究会等負担金で、職員 1 名分参加人数を減らしております。

2 項 1 目の監査委員費。総額 7 万 4,000 円。前年度比 5,000 円減は、需用費の減となります。

下の 13 ページに移りまして、3 款衛生費。1 項の清掃費は、総額で 1 億 7,324 万 4,000 円となりました。前年度比で 6,326 万 7,000 円の減となります。

減額の大きな理由といたしましては、燃料費及び施設電気料が安定化したことによる経費減と、6 年度は大きな更新工事が無いこと、修繕料において機械の状態を精査し、修理件数等を調整し、経費抑制に努めたことによるものでございます。

それでは、1 目し尿処理費の主な内訳について申し上げます。10 節需用費は、1 億 6,045 万 8,000 円で、前年度比 3,461 万 6,000 円の減となりました。

説明欄をご覧いただきたいと思います。説明欄の 1 番目消耗品費は 1,480 万円で、汚水や悪臭処理のための薬品関係が主なもので、薬品それぞれの単価は上がっておりますが、使用量の見直しを行い前年度比で約 24 万円の減となっております。

次に、燃料費 2,241 万 9,000 円は、汚泥の乾燥・焼却に使用する A 重油となります。前年度比で約 220 万円の減となっております。運転日数を見直し、使用量の削減を図ったものです。

その下の光熱水費のうち、施設電気料 4,634 万円 8,000 円は、令和 6 年度に基本料金契約の見直しがあることや燃料調整額が安定していることから、前年度比約 2,325 万円の減となっております。

工業用水料 933 万 5,000 円については、昨年度並みとなります。

次の修繕料 6,753 万円は、処理施設の機器の修繕費で、前年度比で約 900 万円の減

となっております。修繕内訳は、括弧書きの部分をご覧いただきたいと思います。主なものについて、御説明いたします。

1番上の項目の前処理用破砕機定期点検修理及び部分交換修理 879万6,000円は、この破砕処理機は、同じ物が3台あるうちの2台ずつ修理するもので、整備頻度を見直し、年3回から2回にしております。令和5年度からは、1台ずつ本体も交換しており、前年度に引き続き生産終了となる本体1台を更新いたします。

説明欄下から2番目の乾燥焼却設備点検修理 1,237万5,000円は、毎年の点検修理でございます。

次の14ページに移っていただきまして、説明欄の上から2番目前処理機No.1点検修理 1,291万1,000円は、搬入汚泥のし渣や夾雑物を除去する設備で、2台を毎年交互に点検修理しております。

汚水処理は、24時間365日稼働しておりますので、毎年摩耗した部品を交換するものもあります。部品の値上がり等も続いているところですが、機械の状態を精査し、修理の件数の調整を行っているところでございます。

次の12節委託料につきましては、例年実施しております各種調査や検査になります。上から5番目から7番目にかけてあります一般廃棄物焼却灰処分委託料 284万4,000円と一般廃棄物沈砂処分委託料 189万2,000円、一般廃棄物沈砂搬出業務委託料は、汚泥等の焼却灰と沈砂を北茨城市にあります最終処分場へ搬出して処分する委託料でございます。沈砂は、ストック場に置きましたものを4・5年ごとに搬出しており、前回は令和2年度に実施してございます。

その下の汚泥乾燥焼却設備熱交換器点検清掃業務委託料 343万2,000円は、毎年行います焼却炉内の点検・清掃業務の委託料でございます。

6年度は、交換や更新工事は予定してございません。

次のページになります。18節の負補交につきましては、各協会等への負担金と各種講習会の負担金となります。

26節公課費は、2tダンプ、バキューム車がそれぞれ1台分となります。

最後に、4款予備費 300万円は、前年度同額になります。

令和6年度常総衛生組合一般会計予算の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（青木浩美君） 質疑に入ります。質疑ある方の発言を許します。質疑ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（青木浩美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（青木浩美君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

令和6年第1回常総衛生組合議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時59分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 青木 浩美

8 番議員 坂野 茂実

1 番議員 倉持 欣也